

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	滞納整理関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、滞納整理関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、  
特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

益城町長

## 公表日

令和6年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納整理関係事務
②事務の概要	<p>益城町では地方税等の督促及び滞納処分その他の地方税の徴収又は地方税等の調査(犯則事件の調査を含む。)</p> <p>市町村(以下「市町村」という。)が地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例及び高齢者の医療に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収事務を行い、また、住民の正しい権利を保障するために、市町村の住民に関する徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。</p> <p>※納税者が納付した町税等のうち、過誤納付の場合は、当該納付額を還付、納税者からの納付がない場合は、督促を行い、その後滞納処分を執行する。</p> <p>益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①納税者が納付書等による納付を行った場合、町指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。</p> <p>②納税者からの納付額が課税額を超過している場合、還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付する。</p> <p>③納税者が納期限内に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促を行う。</p> <p>④督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。</p> <p>⑤滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査回答依頼を行う。</p> <p>⑥口座情報の管理、異動、照会を行う。</p>
③システムの名称	滞納整理、口座、宛名管理
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 滞納処分ファイル 2. 交渉記録ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 宛名基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(滞納整理関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課債権管理係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課債権管理係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

